

『令和6年度 雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)』 正誤表

修正箇所：7ページ「2 産業雇用安定助成金 2-Ⅱ スキルアップ支援コース」の下記赤太字部分

【正】

2 産業雇用安定助成金 【労働局】	
2-Ⅱ スキルアップ支援コース	
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向(※1)から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇(※2)させる出向元事業主に対して助成 (※1)1か月以上2年以内の出向に限る(助成対象期間は最長12か月) (※2)労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇	出向元事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成 2/3[中小企業以外1/2] (1人1日あたり上限額8,490円(※)、1事業所1年度あたり1,000万円まで) (※)雇用保険の基本手当日額の最高額(令和5年8月1日時点)

【誤】

2 産業雇用安定助成金 【労働局】	
2-Ⅱ スキルアップ支援コース	
労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向(※1)から復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇(※2)させる出向元事業主に対して助成 (※1)売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 (※2)3か月以上1年以内の出向に限る	出向元事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成 2/3[中小企業以外1/2] (1人1日あたり上限額8,490円(※)、1事業所1年度あたり1,000万円まで) (※)雇用保険の基本手当日額の最高額(令和5年8月1日時点)

修正箇所：12ページ「15 人材確保等支援助成金 15-VI 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)」の下記赤太字部分

【正】

15 人材確保等支援助成金 【労働局】	
15-VI 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)	
①被災地域(岩手県、宮城県、福島県)に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主 ②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設(トイレ、更衣室等)を賃借した中小元方建設事業主 ③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成 ④被災地域(石川県)に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主	①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/20> ③の場合 支給対象経費の1/2 ④の場合 作業員宿舎:建設労働者の数×25万円、 賃貸住宅、作業員施設:支給対象経費の2/3

【誤】

15 人材確保等支援助成金 【労働局】	
15-VI 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)	
①被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主 ②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設(トイレ、更衣室等)を賃借した中小元方建設事業主 ③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成	①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/20> ③の場合 支給対象経費の1/2